

予算委員会 児相の環境の見直しを厚労大臣に強く迫る

- 予算委員会（2016/03/04）
 - 児童養護（一時保護所と子どもシェルター）
- 塩崎恭久厚生労働大臣



保護所では非行少年と、非行関係で行動観察にあらゆる子ども達と、緊急保護で逆多にある子どもたちが一緒に入っているケースもある。
一時保護、非行、虐待、これを今後分けてやっていくということ、これを考えて実行していくということをもう一度御答弁いただけないでしょうか。

虐待を受けた子と非行の子を一緒の部屋にするようなことはあってはならないことで、ケアが特別に必要な虐待を受けた子どもたちにはそっと個室で丁寧なケアをすることをやっていかなきゃいけない方向性としては先生（山田）がおっしゃった通りで、整備は進めてそちらの方向にもっていきたいというふうに考えております。



予算委員会

- 予算委員会（2016/03/04）
 - － 児童養護（一時保護所と子どもシェルター）
- 塩崎恭久厚生労働大臣



措置延長の問題について。児童養護施設、里親も18歳で措置延長が終わる。知的障がいのある里親のところに行った子が措置解除で18歳で（社会に）出るのは非常に厳しい。魔の2年間とも呼ばれる。措置延長は重要だと思うが、人員措置はどのようになるか、全国の現場は期待していますので、厚労大臣、お願いします。

児童養護施設などでは原則として18歳までが措置ということだが、都道府県などが必要と判断した場合は現在でも20歳まで入所期間の延長が可能。このため18歳に到達しても、生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童については入所期間の延長を積極的に活用するよう自治体に通知をしているわけではございますが、今私ども厚労省で、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会というところで様々な議論をさせていただいている。

これらを含めて今回の児童福祉法に入れ込んでいかなければいけないと考えているところでございます。

